



# 不動産取得税

県税

不動産取得税は、土地や家屋を取得した方が、土地や家屋の所在する都道府県に納める税金です。

## 納める額

### 不動産の価格 × 不動産の種類に応じた税率 (下表参照)

不動産の種類	土地 <sup>※1</sup>	家屋	
		住宅	住宅以外
税率	3% <sup>※2</sup>	3% <sup>※2</sup>	4%

※1 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）を、令和9年3月31日までに取得した場合は、土地の価格を1/2とする特例措置があります。

※2 税率は原則として4%ですが、土地、または住宅を令和9年3月31日までに取得した場合は3%です。

## 納める方法

県税事務所から送付される納税通知書により、金融機関等で納めます。

**軽減** 一定の要件にあてはまる住宅や住宅用の土地を取得した場合には、必要な書類を添えて申告することにより税金が軽減されます。

○災害による減免を受けられる場合があります。

詳しくは裏面の各県税事務所にお問い合わせください。

くわしくは

## 軽減に必要な書類



住宅を自ら新築したときや中古住宅とその敷地を購入したときなど、取得形態により必要となる書類が異なります。詳しくは、土地や家屋の所在地を所管する県税事務所へお問い合わせください。

### 新築住宅とその敷地の軽減に該当する場合

- 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し、または検査済証の写し
- 住宅新築時以降の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- 併用住宅または共同住宅の場合は各階平面図（用途、各区画の床面積が分かるもの）
- 建築確認済証の写し及び建築確認申請書の副本（第2面及び第3面）の写し
- 工事請負契約書の写し
- 土地の譲渡に係る契約書（売買契約書）の写し

### 中古住宅とその敷地の軽減に該当する場合

- 市町村長発行の住宅用家屋証明書の写し
- 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- 併用住宅または共同住宅の場合は各階平面図（用途、各区画の床面積が分かるもの）
- 耐震基準適合証明書または建設住宅性能評価書等（取得後に耐震改修を行った場合は取得の日から6か月以内に県税事務所長に提出する必要があります。）

○ここに掲げた書類は標準的な例示ですので、その他の書類が必要な場合もあります。  
また、該当する書類がない場合は、裏面の各県税事務所にご相談ください。

# 住宅についての軽減



## 軽減される要件

### 新築住宅

床面積50m<sup>2</sup>（戸建以外の貸家住宅については1戸（1区画）の床面積40m<sup>2</sup>）以上240m<sup>2</sup>以下のもの

### 中古住宅

床面積50m<sup>2</sup>以上240m<sup>2</sup>以下で次の要件にあてはまるもの

#### A 新築後の経過年数等 (右のいずれかの要件を満たすこと)

- ①昭和57年1月1日以降に新築されたもの
- ②新耐震基準に適合していることが証明されているもの（取得の日前2年内に調査等を行ったものに限る。）

かつ

#### B 居住要件

取得した住宅に取得者が居住すること

○Aの要件を満たしていない中古住宅（平成26年4月以降に取得）についても、取得後6か月以内に、耐震基準に適合するよう改修を行ってその証明を受けたうえで入居した場合に、住宅に係る不動産取得税の軽減を受けられることがあります（この場合、平成30年3月31日以前に取得した敷地については、「土地についての軽減」の対象外です。）詳しくは裏面の各県税事務所にお問い合わせください。

左記の軽減される要件にあてはまる住宅を取得した場合に限り、次の額が住宅の価格から控除されます。

## 軽減される額

### 新築住宅

住宅の価格から1戸につき1,200万円<sup>※</sup>が控除されます。  
※認定長期優良住宅を令和8年3月31日までに取得した場合は、1戸につき1,300万円

### 中古住宅

取得した住宅の新築時期に応じて、住宅の価格から1戸につきそれぞれ次の額が控除されます。

新築時期	控除される額
平成9年4月1日～	1,200万円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
昭和57年1月1日～昭和60年6月30日	420万円

○昭和56年12月31日以前に新築された左記A②の控除される額については、裏面の各県税事務所にお問い合わせください。



# 固定資産税・都市計画税

市町村税

固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在に土地や家屋を所有している方が納める税金です。なお、都市計画税のかからない市町村もあります。

## 納める額

**固定資産税** 不動産の価格<sup>※1</sup> × 1.4%<sup>※2</sup>

**都市計画税** 不動産の価格<sup>※1</sup> × 0.3%以内<sup>※3</sup>



## 軽減

次の場合には、**固定資産税**が軽減されます。

# 住宅についての軽減



## 軽減される要件

令和8年3月31日までに新築された住宅で、住宅部分の床面積が全体の1/2以上で、かつ次の要件を満たすもの

### 新築時期

### 床面積

令和4年4月1日～  
令和8年3月31日 50m<sup>2</sup>（戸建以外の貸家住宅については1戸（1区画）40m<sup>2</sup>）以上280m<sup>2</sup>以下

○土砂災害特別警戒区域等の区域内で新築された一定の住宅については、この軽減措置の対象外となります。

## 軽減される額

新築後3年度分または5年度分<sup>\*</sup>、床面積が120m<sup>2</sup>以下の住宅部分については、税額が1/2となります。

※認定長期優良住宅で、一定の手続きをした場合は5年度分または7年度分  
○その他、一定の耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事に係る減額制度があります。

# 土地についての軽減



上記の軽減される要件にあてはまる住宅の敷地であり、かつ、下記の軽減される要件を満たした場合に限り、軽減される額に記載の額が税額から減額されます。

### 2 未使用の新築住宅と敷地を取得した場合

（新築の土地付建売住宅や新築分譲マンション等を取得した場合）

次の要件を満たした場合に限ります。

新築後1年内の未使用の住宅と併せてその敷地を取得したとき。  
または  
未使用の住宅を取得し、取得者が居住する場合で、次のいずれかの要件を満たすとき。  
● 敷地と未使用の新築住宅を同時に取得したとき。  
● 敷地を取得してから1年内に未使用の新築住宅を取得したとき。  
● 敷地を取得した日前1年内に未使用の新築住宅を取得していたとき。

## 軽減される額

次のうちいずれか多い方の額が税額から減額されます。

① 45,000円

② 土地の1m<sup>2</sup>当たりの価格<sup>\*</sup> × 住宅の床面積の2倍 × 3%  
(1戸につき200m<sup>2</sup>を限度)

※令和9年3月31日までに取得した宅地評価土地については、「1m<sup>2</sup>当たりの価格」がその1/2に相当する額になります。

## 個人住民税

県・市町村税

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、所得税の課税総所得金額の一定割合を限度として、個人住民税から控除されます。